

# 介護保険料の納付方法

## 特別徴収（年金からの天引き）の場合

- 年額18万円以上の年金を受給している方は、年金から保険料が天引きされます。
- 1年間の保険料を年金受給月の6回に分けて年金から天引きします。

## 普通徴収（納付書または口座振替による納付）の場合

- 年金の年額が18万円未満の方や65歳になられた方等で特別徴収ができない方は、税務課より送付される納付書で保険料を納めます。
- 1年間の保険料を7月から翌年2月までの8回に分けて納付します。

★普通徴収の方は、便利で確実な口座振替をご利用ください!!

- 取扱金融機関  
千葉銀行、京葉銀行、佐原信用金庫の各本・支店、多古町農業協同組合、ゆうちょ銀行(郵便局)
- 手続き方法  
役場または取扱金融機関にある「口座振替依頼書」を記入の上、お申し込みください。
- 手続きに必要なもの  
介護保険料の納付書、通帳、通帳の届出印

**それってどうなるの??**



Q: 保険料は、65歳になったらすぐに年金からの天引き（特別徴収）になるのですか。

A: おおむね4月～8月生まれの方は翌年の4月から、9月～2月生まれの方は翌年の6月～10月の年金月から天引きが始まります。3月生まれの方は翌々年の4月から年金天引きが始まります。（誕生日によって変わる場合があります）

# 国民健康保険税の改正

地方税法等の改正に伴い、低所得者等への負担軽減を拡充するための基準額の改正を行いました。改正の内容は、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、均等割と平等割の5割軽減および2割軽減判定所得を引き上げたものです。

- 負担軽減の拡大（軽減を判定する所得基準）  
加入者の所得合計額が下記で計算する額以下となる場合に該当

### 5割軽減基準

(改正前) 33万円+27万円×(加入者数)  
(改正後) 33万円+27万5千円×(加入者数)

### 2割軽減基準

(改正前) 33万円+49万円×(加入者数)  
(改正後) 33万円+50万円×(加入者数)



〈例〉世帯主の所得142万円・配偶者と子ども2人の4人世帯の場合（世帯主以外所得無し）

(改正前) 33万円+27万円×4人=141万円  
(改正後) 33万円+27万5千円×4人=143万円

- 世帯の所得合計が143万円を下回るため、5割軽減世帯に該当し、改正前より保険税が減額になります。

※軽減されるのは、「均等割」と「平等割」部分のみです。  
※今回の改正により減額となる額は、世帯所得や被保険者数、年齢構成により異なります。

# 65歳以上の方へ 介護保険料が据え置かれます

介護保険制度は、介護が必要となった方が安心して自立した生活を送れるよう、社会全体で支えていくための制度です。財源の半分は国・県・町が公費（税金）により負担し、半分は40歳以上が納める介護保険料で賄われています。65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料は、介護サービスに要する総費用などに応じて各市町村が3年ごとに見直しをすることと定められており、今年度はその見直しの年に当たります。

町では、今後3年間に必要とされる総費用を37億4,200万円と推計し、今年度からの介護保険料の基準額を据え置くこととしました。ご理解の上、納付いただきますようお願いいたします。

## ■65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料

段階	対象者	基準額に対する割合	月額	年額
第1段階	○生活保護の受給者 ○世帯全員が町民税非課税かつ老齢福祉年金受給者 ○世帯全員が町民税非課税かつ本人の公的年金等収入+合計所得金額80万円以下の者	0.45	1,935円	23,220円
第2段階	○世帯全員が町民税非課税かつ本人の公的年金等収入+合計所得金額120万円以下の者	0.75	3,225円	38,700円
第3段階	○世帯全員が町民税非課税かつ第1、第2段階以外の者	0.75	3,225円	38,700円
第4段階	○本人が町民税非課税（世帯に課税者有）かつ公的年金等収入+合計所得金額80万円以下の者	0.90	3,870円	46,440円
第5段階（基準額）	○本人が町民税非課税（世帯に課税者有）	1.00	4,305円	51,660円
第6段階	○町民税課税かつ合計所得金額120万円未満の者	1.20	5,165円	61,980円
第7段階	○町民税課税かつ合計所得金額120万円以上 <b>200万円</b> 未満の者	1.30	5,595円	67,140円
第8段階	○町民税課税かつ合計所得金額 <b>200万円</b> 以上 <b>300万円</b> 未満の者	1.50	6,455円	77,460円
第9段階	○町民税課税かつ合計所得金額 <b>300万円</b> 以上の者	1.70	7,315円	87,780円

## ■主な改正点 第7～第9段階の合計所得金額の変更（太字部分）

### ■介護保険料の所得指標の見直しについて

介護保険料の所得指標となる合計所得金額は、地方税法上の合計所得金額（収入から必要経費などを控除した額）のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額をいいます。合計所得は土地の収用などの場合に受けられる特別控除をする前の金額となっていました。土地の売却には災害や土地収用等を含む本人の責めに帰さない理由もあることから、下記のとおり今年度から見直しされました。

### ●第1～第5段階の介護保険料の判定に用いる所得指標

(旧) 「課税年金収入額」+「合計所得金額」  
(新) 「課税年金収入額」+（「合計所得金額」-「長期・短期譲渡所得に係る特別控除額」-「年金収入に係る所得」）

### ●第6～第9段階の介護保険料の判定に用いる所得指標

(旧) 「合計所得金額」  
(新) 「合計所得金額」-「長期・短期譲渡所得に係る特別控除額」